

計画変更確認申請（建築物）提出書類一覧表

必要書類	確認欄		構造計算適合性判定の不要			構造計算適合性判定の必要		
	申請者	FBC	東京都	茨城県	その他	東京都	茨城県	その他
1. 受付審査予約票兼申込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	1部	1部	1部	1部	1部
2. 計画変更確認申請（建築物）提出書類一覧表※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	1部	1部	1部	1部	1部
3. 建築計画概要書※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	2部	2部	2部	2部	2部
4. 委任状（代理申請の場合）※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	1部	1部	1部	1部	1部
5. 関係企業一覧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	1部	1部	1部	1部	1部
6. 天空率チェックシート※4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	1部	1部	1部	1部	1部
7. 計画変更確認申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
消防用（構造関係図書は不要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	1部※5	1部※5	—	1部※5	1部※5
8. 計画変更に係る図書※6 （規則第1条の3第1項表一・二及び第4項表一）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
付近見取図※11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
配置図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
その他確認に必要な図書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
9. 構造計算書※7 （規則第1条の3第1項表三）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
【型(三),(四),仮】								
10. 計画変更に係る各認定証等の写し （規則第1条の3第1項表四及び第4項表二）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
11. 構造計算安全証明書の写し※7, 8 （土法第20条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
【型(三),(四),仮】								
12. 計画変更に伴う許可証等の写し※9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副
13. その他※10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正・副	正・副	正・副	正・副・副	正・副・副	正・副・副

凡例：「正」は正本を、「副」は副本を示します。「～部」とあるものは、正本や副本とは別にクリップ等で分かりやすく纏めてください。
 右記区分に応じて提出不要【型】令10条一号（型式適合認定）、【三】令第10条第三号（法6条1項四号）、【四】令第10条第四号（法6条1項四号）、【仮】仮設建築物（法85条5項）

※1：提出は省略できます。
 ※2：第二面18欄に計画変更の概要を記載ください。
 ※3：当初確認申請時に計画変更確認申請も含めて委任されている場合にも必要です（原本を提出済みの場合は、写しでも可）。
 ※4：弊社の天空率チェック項目です。天空率を使用する場合にご利用の上提出ください。
 ※5：消防用の申請書には、別途、管轄消防署の独自の書類が必要な場合があるので、事前に必ず消防署にお問い合わせをしてください。
 （厚木市・鎌倉市・相模原市・藤沢市・大和市・横須賀市・湯河原町・市川市・柏市・松戸市・船橋市etc）
 ※6：図面の用紙サイズがA2以上となる場合は、**審査用としてA3縮小版を一部追加**してください。
 ※7：当該計画変更において、構造計算を行った場合に提出ください。
 ※8：複数の建築士が構造計算を共同で行った場合においては、全員が連名で証明することが必要です。（土法施行規則第4の2書式記入注意2）
 構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物については必要ありません。
 構造計算安全証明書の写しと当該構造計算書への割印は必要ありません。
 ※9：計画変更に伴って、当初設計時に受けた許可証等の変更手続きが必要な場合に提出ください。
 ※10：確認に必要なものがある場合に提出ください。
 ※11：付近見取図において「隣地にある建築物の位置及び用途」についての明示は必要ありません。

平成 年 月 日
 意匠図・設備図・構造図等の各図面及び電算の整合性を確認しました。

ご来社の際は、事前連絡にご協力ください。
 【連絡先】新百合ヶ丘(本社)：044-959-6786 (代表)
 044-952-2849 (FAX)
 2011/05/01